

# 記入例

整理番号

收受印

## 徴 収 猶 予 申 請 書

**特**

山形県 ○○ 総合支庁長 殿

地方税法附則第59条第1項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

### 1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)

申請者	住所所在地	山形市○○町○丁目○-○ 電話番号 023 (○○○)○○○○ 携帯電話 ( )			申請年月日	令和 2 年 ○ 月 ○ 日	
	氏名	山形 県地夫 印			※職員記入欄	猶予を希望する期間は、納期限の翌日から1年以内の期間を記入してください。	
納付又は納入すべき税	年度	税目	納期限	税額	本税以外(延滞金等)	納付書番号等	猶予を希望する期間
	2	個人事業税	2・8・31	50,000 円		123456	納期限の翌日から 3・8・31 まで 12月間
							納期限の翌日から . . . まで 月間
							納期限の翌日から . . . まで 月間
							納期限の翌日から . . . まで 月間
合計			① 50,000	②			
新型コロナウイルス感染症等の影響			<input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少 <input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少 <input checked="" type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少				

猶予を受けたい税目を、納税通知書等を参考に記入してください。  
※ 複数の税目について申請したい場合でも、一度に申請ができるのは、納期限どうしが2ヶ月以内のものに限ります(2ヶ月以上離れているものは別々に申請してください)。

いずれかに必ず✓をつけてください。

### 2 猶予額の計算 (書き方が分からない場合は、職員が記入したものを記載します。)

(注) 会計ソフト等で作成した試算表などで代用いたっても構いません。

(1) 収入の減少率の大きい月

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率の大きい月

項目	令和2年(当年)			前年(前年度)			減少率
	4月	5月	6月	4月	5月	6月	
収入	売掛金	515,000	500,000	450,000	650,000	660,000	500,000
	親類からの援助		50,000				
	小計	③ 515,000	④ 550,000	⑤ 450,000	⑥ 650,000	⑦ 660,000	⑧ 500,000
支出	原材料費	60,000	55,000	21,000	60,000	42,000	35,000
	借入返済金	95,000	95,000	95,000			
	店舗賃料	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	従業員給料	200,000	150,000	0	175,000	175,000	175,000
	諸経費	79,000	65,000	60,000	75,000	72,000	65,000
	小計	⑨ 534,000	⑩ 465,000	⑪ 276,000	⑫ 410,000	⑬ 389,000	⑭ 375,000

1- (③÷⑥)  
1- (④÷⑦)  
1- (⑤÷⑧)  
のうち最大のものを記載

20.8 %

支出平均額  
(⑨+⑩+⑪) ÷ 記入月数  
⑫ 425,000 円

収入の減少率が最も大きい月の減少率を記入してください(記載例の場合は令和2年4月)

収入は、売上帳や伝票などをもとに記入し、それらのコピーを添付してください。  
(コピー等の添付がない場合は、職員が記載内容について聞き取りを行うことがあります。)

税理士による代理申請の場合は、この欄にも記入してください。

税理士署名押印	べにばな税理士法人 花菱 舞子 印	電話番号	023 - 000 - 0000
		<input checked="" type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

運転資金のほか、毎月の経常的経費以外の支出が見込まれる場合に記入  
(例) 事業用機械の数年に一度のメンテナンス費用、事業用車両の車検費用 等

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫×6(6か月分))	2,550,000 円	+	今後6か月間に予定されている 臨時支出等の額	1,000,000 円		
				=	当面の支出 見込額(⑬)	3,550,000 円

(3) 現金・預貯金残高

預貯金残高のほか、事業融資等、事業に充てる資金の借入れの予定がある場合は、現金又は預貯金の欄に記入してください。(記載例の場合は、預貯金725,000円+融資2,500,000円=3,225,000円)

	金額		金額		金額
現金	124,000 円	預貯金	3,225,000 円	現金・預貯金の 合計(⑭)	3,349,000 円

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) = 納付可能金額(⑮) 0 円  
(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

この金額が、この申請で猶予を受けようとする金額です。(マイナスの場合は0円)

(①+②)納付・納入すべき税		(⑮)納付可能金額		猶予額
50,000 円	-	0 円	=	50,000 円

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)

この申請が許可されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。

※ 例えば、収入の減少率が低いときはその申請は許可されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を受けたい希望がある場合はを入れてください。(ご希望の場合は、職員から申請方法等の説明をいたします)

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。

・ 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。

山 形 県